

# お知らせ

## 使用過程車に係る事前提出 書面審査の一部拡大について

〈貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。〉

使用過程車に係る検査※<sup>1</sup>において、自動車の用途等の変更※<sup>2</sup>により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を令和元年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

**注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。**

※1 「使用過程車に係る検査」：

**新規検査又は予備検査**（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは**構造等変更検査**をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ①用途（貨物 ⇄ 乗用）
- ②自動車の種別の変更（小型等 ⇒ 軽）

提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

[https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures\\_000163.html#36372](https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000163.html#36372)



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization